

浜松市子育て応援宣言事業所認定等に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業所の子育て世代従業員の活躍を推進するため、子育て世代従業員への支援等の取り組みを積極的に行っている事業所の認定等に関する必要な事項を定めるとともに、その取り組みや事業所を公表することにより事業所の子育て世代従業員への支援を広く周知し、浜松地域の産業を担う人材の確保・活躍・定着を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業所」とは、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う国及び地方公共団体以外の事業主をいう。

(認定)

第3条 市長は、子育て世代従業員の活躍推進に積極的に取り組んでいる事業所を公募し、浜松市子育て応援宣言事業所として認定する。

(申請要件)

第4条 前条の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 申請する日の属する年度の4月1日現在において、市内に事業所を有し1年以上が経過していること。
- (2) 仕事と育児との両立を支援するための就労環境づくりのほか、それらの取り組みが制度化され持続可能な取り組みとなるよう努めていること。
- (3) 浜松市公式就職情報サイト「浜松就職・転職ナビ JOB はま！」の事業者登録をしていること。
- (4) 市税の未納がないこと、又は市からの徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること。
- (5) 浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと。
- (6) 労働関係法令等に重大な違反がないこと、その他法令又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」又は「接客業務受託営業」を営むものでないこと。

(申請)

第5条 第3条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に、浜松市子育て応援宣言事業所の認定にかかる申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)就業規則及び諸規定

(2)事業所の概要がわかるもの

(3)チェックリスト（第2号様式）

(4)チェックリスト（第2号様式）に掲げる具体的な取組事項の取組状況又は実績が確認できる書類

(5)前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請を行うにあたり、次の各号に掲げる事項に対し誓約し、承諾し、又は同意しなければならない。

(1)風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行っていないこと。

(2)労働関係法令及びその他法令に違反をしていないこと。

(3)浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと。

(4)浜松市が暴力団排除に必要な場合には、申請者について静岡県警察本部又は管轄警察署に照会すること。

(5)浜松市において、申請者の市税の納付又は納入の状況について確認すること。

(審査)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、別表（認定基準）に基づきその内容を審査し、認定する事業所を決定する。

2 決定にあたっては、必要に応じて事業所を訪問したうえで申請内容を確認し、専門知識を有する者に意見を聞くことができる。

(認定期間)

第7条 新たに認定する事業所の認定期間は、認定の日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、認定の取消しがあった場合や本制度が廃止された場合等はこの限りではない。

(認定書の交付)

第8条 市長は、第6条の規定により認定した事業所（以下「認定事業所」という。）に対し、浜松市子育て応援宣言事業所認定書（以下「認定書」という。）を交付する。

(認定期間の更新)

第9条 認定事業所のうち、認定期間を更新しようとする者は、市長が定める期間内に、浜松市子育て応援宣言事業所認定の更新申請書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)就業規則及び諸規定

(2)事業所の概要がわかるもの

(3)チェックリスト（第2号様式）

(4)チェックリスト(第2号様式)に掲げる具体的な取組事項の取組状況又は実績が確認できる書類

(5)前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更の届出及び報告)

第10条 認定事業所は、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、浜松市子育て応援宣言事業所認定事項変更届(第4号様式)に、変更内容の確認ができる書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

(1)事業所の名称

(2)代表者の役職及び氏名

(3)事業所の所在地

2 認定事業所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(1)合併、解散又は事業の休止若しくは廃止等のため事業活動の存続に重要な変更があったとき。

(2)第4条各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

(認定の取消しに係る基準)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

(1)第2条に定める事業所でなくなったとき。

(2)第4条各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

(3)虚偽申請その他不正な手段により認定を受けたとき。

(4)前3号に掲げるもののほか、認定事業所として適当でないと市長が認めたとき。

(認定の取消し)

第12条 第11条の規定により認定を取り消したときは、浜松市子育て応援宣言事業所認定の取消通知書(第5号様式)により速やかに通知するものとする。

2 前項の規定により認定を取り消された事業所は、遅滞なく市長へ認定書を返却しなければならない。

(再認定)

第13条 前2条の規定により、認定を取り消された事業所が再度認定を受けようとする場合は、市長が定める期間内に、第5条第1項各号に掲げる書類に、認定を取り消された事由が改善したことを証明できる書類を添付して提出しなければならない。

(公表)

第14条 市長は、第6条の規定により認定した事業所の取組を広く市民に周知するため、市公式ホームページ等により公表するものとする。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 10 日から施行する。